

移住家事・ケア労働者と その非可視性

—2000年代後半のイタリアの事例から

宮崎 理枝

はじめに

- 1 移住家事・ケア労働者の属性と就労上の特徴
 - 2 現在の移住家事・ケア労働者と正規化施策
 - 3 ケア・家事労働者の正規化をめぐる問題点
- おわりに

はじめに

イタリアでは高齢者の介護や育児サポートの供給主体として、市場の移住ケア労働者⁽¹⁾が非常に重要な役割を果たしている。要介護高齢者の主介護者の約7割は子(40.8%)と配偶者(29.4%)で最も近親の家族であるが、これに次ぐのはその他の親族や公共サービスではなく、正式名称を「家族援助者(assistenti familiari)」と称する市場のケア労働者であり(18.6%)(Format S.R.L., 2004)、その約9割は移住女性である。こうした移住家事・ケア労働者の重要性は1990年代後半以降とくに高まっている。その背景には次の3点がある。

第1に、極めて高い高齢化率と人口構造の変化である。2008年末のイタリアの65歳以上の人口は、12,082,019人(男性5,071,605人、女性7,010,414人)(Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, 2010)で、高齢化率は先進国中でも最高水準の20.1%(Istat, 2010)に達し、2050年まではさらなる上昇が見込まれている。また平均寿命の長さはEU25ヶ国中3位で(男性77.2歳、女性

(1) 本論で参照した複数のイタリア語文献におけるイタリア国籍を持たない者の名称は「外国人(stranieri)」、「外国人市民(cittadini stranieri)」、「移民(immigrati)」の三者にほぼ限定され、しかも文献によってそれぞれ異なる文脈で用いられているとみられた。そもそも今日の欧米諸国での3者の捉え方は多様であり、当事国の国籍取得のプロセスも異なる。とりわけヨーロッパにあっては、当事国の国籍を保有することの有無が、福祉(社会保障制度全般を含む)(・教育)に関わる社会的(市民的)権利、そして選挙権と被選挙権などの政治的権利を単純に2分させるものではない。加えて、こうした社会的権利と政治的権利に加えてとりわけ就労に関わる権限や処遇においては、国籍が(当事国以外での)EU圏の内部か外部かによって大きく異なる。

以上を踏まえて本稿では、我が国での最近の研究動向も踏まえ、人口統計における「外国人(stranieri)」といった名称を除き、基本的に当事国の国籍を持たずしてそこに移住する者を総称して「移住者」とし、且つ就労する者をその就労内容や労働契約等の合法性にかかわらず「移住労働者」とする。

83.1歳)、2026年には85歳以上の人口が272.8万人になり、わずか20年間余りで2.36倍の増加が見込まれる(Pasquinelli, 2007)。さらに今日、要介護者は6歳以下のものを除く全年齢層で260万人、これは人口の4.8%に相当するが、その比率は年齢の上昇とともに高まり、70-74歳で9.7%、75-79歳で17.8%、80歳以上で44.5%となっている(2005年)(Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, 2010)。従って健康寿命や医療技術の進歩があるにせよ、要介護高齢者は今後明らかに増加し続ける。加えて、こうした人口問題とも絡むポスト工業化時代における家族形成や稼ぎ主モデルの変化、特に遅れて進んでいる女性の労働市場参加がある。1988年から2008年の間の25-54歳の就業率は、男性では概ね9割以上であったが近年若干減少している。これに対して女性では51.9%から65.2%へと上昇した。また、15歳以下の有子カップルのうち、共にフルタイム就業が全体の30.2%を占め(2000年)(Wall, 2008: 59-85)、家庭外でのケアや家事労働供給のニーズは確実に高まっている。

第2には、こうしたケア領域に対する比較的抑制的な社会保障制度上の特徴がある。高齢者に対する長期ケアにかかる制度は体系化されているものの、現金給付が主流であり、いまだに全国一律での介護制度が不在である。加えて現物給付の供給水準の地域間格差は著しい(宮崎, 2012)。また事実上要介護高齢者への主たる現金給付制度となっている介添手当制度は、本来最重度の障害者の介添を対象とするものであったが、今日189.3万人が受給し、このうち7割が65歳以上であり(2009年)(Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, 2010)、1990年代後半からは高齢者による濫受給ともいえる状況がある。さらに、この手当の支給額は一律約400ユーロ(4万数千円)で比較的高額であるが使途は一切不問であるため、このことがインフォーマル市場における移住ケア労働者の雇用に繋がりやすい点が指摘されている⁽²⁾(宮崎, 2008)。

そして第3には、移民の流れの急激な変化がある。イタリアは統一以降1960年代末までは移民の送り出し国であり、国内の外国人数が人口の1%を超えたのは1991年になってからであった(Barbagli, 2004; Einaudi, 2007)。しかし1990年代後半から移住者は急増し、とりわけ2000年代後半からの増加速度はすさまじく、2001年には134.1万人で人口の2.34%、2005年には267万人で4.9%、そして2009年1月1日時点では389.1万人で6.5%に達した(Istat, 2010)。その結果、2006年のイタリアの労働力率に占める外国人比率は、EU25ヶ国平均の5.9%を上回る6.4%、2009年の在留外国人数では、ドイツ、スペイン、イギリスに次ぎ(Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, 2010)、イタリアは今やヨーロッパにおける主要移民受け入れ国といえる。

このような移住者、そして家事・ケア労働者の増加に牽引される形での女性移住者の急激な増加という点に関しては、2000年の時点での家事・ケア領域の移住労働者に関する国際比較研究でも指摘されてきた。しかし、その時点では捉えられていなかったのが、当該領域における移住労働者の主要な送り出し国の大きな変化である。この2000年の時点ではイタリアにおける家事・ケア労働者の主要送り出し国として、中東欧諸国はほぼ認識されていなかったが(Ehrenreich &

(2) 介添手当制度と要介護高齢者の関係とその問題点については、宮崎理枝, 2008, 「要介護高齢者と障害者領域の現金給付制度—イタリアにおける介添手当制度の事例から—」『大原社会問題研究所雑誌』第592号, 1-17頁を参照。

Hochschild, 2003 : 275-80; Anthias & Lazaridis, 2000 : 125-144), 2000年代後半からは南米や東南アジア, アフリカ出身者に代わって, 中東欧諸国が主要な送り出し国となり, これに伴い滞在状態や就労形態も変化していった (Passerini, et al., 2007; Pasquinelli, 2008; Catanzaro & Colombo, 2009)。

翻れば, 2000年以降はイタリアのみならずILOやEUといった国際機関においても, 「他人の家庭のための仕事を行」い, 「料理, 清掃, 洗濯, 子ども, 高齢者あるいは障害をもつ人の世話を従事する」「家事労働者 (domestic workers)」に対して, 継続的に高い関心が寄せられている (ILO, 2011; 伊藤, 2012)。なぜなら, イタリアの移住家事・ケア労働者をめぐる上掲の3点の背景は程度の差はあれ, 主要な欧米先進諸国に共通する部分が少なくない。特に, 個人家庭を使用者として私的空間で従事される移住家事・ケア労働者の就労は, レベルの違いはあれ地域を問わず非可視性が高く (Ehrenreich & Hochschild, 2003 : 70-84), 滞在状態や労働関係における非正規性や, それに伴う人権や社会権の脆弱性といった問題を生じさせやすい。近年のこうしたケア・家事領域を筆頭とする移住労働者をめぐる非可視性や非正規性の問題の規模やこれに対する政策的対応は非常に多様であり (Apap, et al., 2000; Fakiolas, 2003; Orrenius & Zavodny, 2003; 久保山, 2010; 伊藤, 2012; Sabater & Domingo, 2012), 近年解明が進められてきているとはいえ, いまだに不明瞭な部分も大きい。そうした中で2002年と2009年に家事・ケア労働者に特化 (特別視) する正規化が行われ, いずれも約30万人規模の申請が行われたイタリアの事例は注目に値する。

以上を踏まえて本稿では, 2000年代中葉以降のイタリアにおける移住家事・ケア労働者について, 急増の状況と労働者の諸属性さらに就労上の問題点の解明を目的とする。具体的には, まず, 2000年代中葉以降の移住家事・ケア労働者の属性と就労上の特徴を明らかにする (2章)。次に, 近年顕著になっている当該労働者の脱法的な就労・滞在状態と正規化施策の関係について検証する (3章)。最後に, 当該労働者をめぐる就労上の問題点を正規化施策に焦点をあてつつ考察する (4章)。

1 移住家事・ケア労働者の属性と就労上の特徴

(1) 移住ケア労働者とは誰か? 一家族援助者 (assistenti familiari) の位置づけ

イタリアでは, 家庭という私的領域で展開される労働とその従事者については, 詳細な職務と従事者の呼称や分類があり, 特に中近世の都市部では上部もしくは富裕階層でなくとも, 家事労働者を用いる歴史的慣行があった (宮崎, 2005a)。近代国家成立以降の移住家事労働者の出現は1960年代末に遡り, エリトリアなどのイタリアの旧植民地の出身者であった。1970年代末ごろからは, 住み込みの家事労働者としてアフリカ西部や南米出身者, 1980年代にはフィリピン人, そして1990年代半ばから移住家事・ケア労働者数の増加が顕著になり, なかでも東欧出身者の増加は著しい (Balsamo, 2003)。またこの1990年代後半からは女性比率も上昇し続け, 約7割以上となった (INPS, 2004)。

このような近年の家事・ケア労働者にみられる東欧化と女性化は, もはやイタリアの移住者全体に共通する特徴となっている。2009年1月1日時点での主要送り出し国の上位10ヵ国は首位から

ルーマニア、アルバニア、モロッコ、中国、ウクライナ、フィリピン、チュニジア、ポーランド、インド、モルドヴァであったが、このうち5ヶ国（ルーマニア、アルバニア、ウクライナ、ポーランド、モルドヴァ）は中東欧諸国で、その数は全在留者数の実に4割を超えた（40.6%）。なかでもルーマニア、ウクライナ、モルドヴァは2005年以降の家族援助者の3大送り出し国でもあり（表1）、これら3ヶ国とフィリピン、ポーランドの5ヶ国はいずれも女性の比率が男性を上回った。なかでもウクライナでは、男性数が女性数の僅か25.2%に留まった（Istat, 2009）。

表1 2005年前後にみた家族援助者の主要送り出し国の比率

	ルーマニア	ウクライナ	モルドヴァ	ペルー	ボリヴィア	アルバニア	エクアドル	その他	合計
2005年以降	38.9%	15.3%	5.6%	5.6%	4.2%	2.8%	2.8%	24.8%	100%
2005年以前	12.6%	25.6%	9.8%	12.8%	2.8%	3.3%	18.1%	15.0%	100%

出所：Pasquinelli, S., Rusmini, G., 2008：25.

現行制度における市場の家事・ケア労働は、2007年2月13日付のイタリア団体労働協約（Contratto Collettivo Nazionale di Lavoro）の「家事労働の労働関係の規定に関する全国労働協約（Contratto Collettivo Nazionale di Lavoro sulla disciplina del rapporto di lavoro domestico）」によって規定された。この協約名にもある「家事労働」とは一般的な家事労働を担当する非対人労働と、子どもや要介護者、高齢者の世話や介護等のケア労働を担当する対人労働の両方を含み⁽³⁾、前者が「家族協力者（collaboratori familiari）」、その略称で従来から用いられている「コルフ（Colf）」、後者が新たな名称となった「家族援助者（assistenti familiari）」と称されるようになった⁽⁴⁾（この後、本稿では便宜上前者を家事労働者、後者をケア労働者と称する）。

この2007年の家事労働の全国労働協約では、現行の家族援助者の就業や報酬に関して詳細な規定が定められた。その第10条では就労内容等に応じて格付けが行われ、市場の家事・ケア労働者は、まず職務内容と職業経験の有無に応じてAからDの4階層に分けられた。さらにこの4階層は対人と非対人の区分で2分され、対人労働の4階層には「特別（super）」が付けられ全8階層に分類された⁽⁵⁾。このうち対人労働の最高ランクは特別Dで、該当する就業内容は要介護者に対するの

(3) この全国労働協約名からもわかるとおり、イタリアで一般的に用いられる「家事労働（lavori domestici）」という用語は、対人、非対人の別なく両者の総称として用いられ、同協約10条の階層分類一覧表においても、非対人労働として家畜の世話から執事まで多岐にわたる（Frascanelli, 2007：10-14）。こうした「家事労働」の定義は、清掃や調理等の非対人労働を概ね主とする日本語での「家事労働」に関する一般的認識とは異なる。また、「家族協力者」や「家族援助者」という名称も一般的ではない。従って本論ではこのイタリア語の「家事労働（lavoro domestico）」を「家事・ケア労働」とし、同協約における非対人労働（家族協力者“COLF”）の方を「家事労働」、対人労働（家族援助者“assistenti familiari”）の方を「ケア労働」とする。

(4) 「家族援助者」に関しては、従来の蔑称的ともされる通称“badanti”「バダンティ」がいまだ一般的であり、政府サイドからも用いられている。

(5) この格付けの一覧では、4ランク、全8階層で、就労の具体的な内容が挙げられ、職業訓練を受けた、要介護者の対人サービス従事者は、特別Dランクに相当し、通いであれば、時間給の最低賃金が7.1ユーロである。たとえば、週6日、1日7時間就業したとすると、月収は3,408ユーロとなる。ロンバルディア州の調査では、住み込みの家族援助者の7割以上の月収は750～1,000ユーロに集中し、750ユーロ以下が14.8%、1,000ユーロ

職業訓練と、経験がある労働者によるケア労働であり、これに対して最低ランクは特別Aで、臨時的なベビーシッターや子どもの見守り（*vigilanza dei bambini*）とされた。特別Dのみを例外として、他の3つの階層における対人労働に関してはその従事者に対する資格取得や職業訓練の要件はなく、特別Dについても全国一律の資格制度や要件があるわけではない。

また、滞在許可証を必要とする外国籍の家族援助者は、家族協力者とともにEU域外か域内かの出身地で2分された。このうちEU域内の国民についてはシェンゲン協定によりEU域内を自由に出入国し、当事国の法規に従って雇用労働⁽⁶⁾にも自由に就業することが可能で、当事国民との均等待遇が保障されている（76/207/EEC, 2002/73/EC）。こうしたEU域内国として、従来の15カ国に加え2004年5月1日以降は東欧や地中海、バルト海沿岸の10カ国（キプロス、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、チェコ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、ハンガリー）が、2007年1月1日以降はブルガリアとルーマニアの2カ国が新たに加わった。

これに対してEU域外国民は特殊な事例を除き、入国時に有効な旅券かそれに相当するもの、そして入国ビザが必要である。この入国ビザは特殊な事例を除き、3ヵ月以内の滞在については必要とされない（Frascarelli, 2007）。このことも誘因となり1990年代初頭から今日までに、市場の家事・ケア労働に従事する移住労働者の7割以上が常に非合法的な状態で就労しているとみられる（Sarti, 2004）。

今日、合法的な労働契約を有する「家族援助者」は約25.4万人で（家族協力者は27.6万人）（2008年）、イタリア人は全体の1割に留まる（Pasquinelli & Rusmini, 2008）。2005年以降に入国した家族援助者の（それ以前の入国者と比較した時の）特徴は、次の3点である。第一には、合法的な労働契約をもたない者の比率が20ポイント以上増加し、全体の8割近くに及んでいる点（78%）。第二に、東欧出身者の比率が20ポイント以上増加し、全体の8割近く（77.8%）を占めるようになった点。そして第三には、住み込みよりも通いの就業形態が増加した点である（Pasquinelli & Rusmini, 2008）。

従って、こうした合法的な労働契約を持たない者も含めると、家族援助者は77.4万人に上るとみられ、75歳以上の高齢者の15人に1人の割合で存在することになる。実際、65歳以上の高齢者の6.6%は家族援助者を利用し、この割合は北部では約1割に達する。また、家庭が家族援助者の雇用に支出する費用は年間総額約90億ユーロと言われ、その額は、介添手当の年間支出額100億ユーロに匹敵し、州における保健（医療）支出の7%に相当する⁽⁷⁾（Ministero del Lavoro e delle

以上が11.5%である。これに対して、通いの家族援助者では、750～1,000ユーロの階層が52.5%で約半数を占め、750ユーロ以下が21.7%、1000ユーロ以上が25.7%で、通いの労働者の4分の1を占めた。

(6) この「雇用労働」とは、通達（76/207/EEC）において“*employment*”とされる。これはイタリア語では“*lavoro subordinati*”であり、「従属労働」と訳される。また「従属労働の提供者（*prestatore di lavoro subordinato*）」とは、「報酬と引き換えに自己の知的または肉体的労働を、企業長に従属して、その指揮下で提供することにより、企業内で協働することを義務付けられている者」（民法2094条）とされ、学説上はこれを「従属労働者」とする（大内，2003：19-20）。「従属労働」という用語は我が国では一般的ではないため、本稿では、イタリア語の「従属労働（*lavoro subordinato*）」を雇用労働とし、「従属労働者（*Lavoratore subordinato*）」を雇用労働者とする。

(7) また、Censisの2008年の調査では、家事・ケア労働者を雇っている家庭は150万世帯に上り、ケアを必要とす

(2) 移住労働者としての「非正規」家族援助者 (assistenti familiari irregolari)

2000年代初頭の時点で性別、国籍、正規・非正規の別を問わず、イタリア国内に在住する市場の家事・ケア労働者はおよそ105万人と推定されていた。このうち全国社会保険公社 (INPS) に登録されていない者、すなわち正規の労働契約のない闇市場の労働者は80.1万人ともいわれ、全体の76.1%を占めた。また1993-2000年の間に、市場の家事・ケア労働者全体のうち、インフォーマル経済下の労働者は一貫して70%代後半を推移してきたという指摘もある (Ranci, 2001; Gori, 2001; Sarti, 2004)。

さらに2007年の経済系の全国紙ilsore24の調査では、この市場の家事・ケア労働領域の非合法的な労働者は最少でも25万人、最大では90万人いると推計され、そこにINPSに登録された合法的な移住労働者の数74.5万人を加えると最大160万人になると発表された (IREF, 2007)。また2008年の移住家族援助者については、全体で約70万人のうち43% (30万人) は合法的な在留資格を持たず、従ってこれ以外の全体の6割弱 (57%) は在留資格を持つが、このうち24% (16.8万人) は合法的な労働契約を持たず、33%のみ (23.2万人) が合法的な在留資格と労働契約を持つ者とされた (Pasquinelli & Rusmini, 2008)。このようにインフォーマル経済下の労働者数の正確な把握は困難であり諸説があるものの、家事・介護労働市場では合法的な労働契約を持たない労働者が、これをもつ者を大幅に上回っていることがわかる。

これらの背景には、家事・ケア労働が特別な労働関係を有し、私的空間の中で展開されるため外部からコントロールすることがより困難であること、加えてイタリア国内の家事・ケア労働者に対する需要と合法的な当該労働者の供給水準とが乖離していることがある。一例として、2005年の家事・ケア労働者に対する割り当て (クオータ) 制⁽⁸⁾ で15,800件 (人) の入国件数が設定されたが、これに対してイタリア国内の家庭からは56,395件の求人申請があったというケースを挙げることができる (Pasquinelli, 2007)。

イタリアにおける市場の家事・ケア労働者の正規化の端緒は1970年代に遡る。この時期にフィリピン人とカーボヴェルデ (Capo Verde) 人の家事労働者 (colf) の密入国が明らかになった。これを受けて労働省は1979年の12月17日の通達140/90/79号にて、移住労働者の不法斡旋の規制と、イタリア人使用者と移住家事労働者間の労働関係に対して公的な仲介手続きを導入する決定を下した。これと同時に、非合法的に家事労働者として就業している移住労働者に対する正規化も実施さ

る世帯の約1割に上るとみられ、2001年と比較して37%も増加している。そしてこうした労働者の71.6%が外国人とされた。

(8) 雇用労働者であれ自営業者であれ、就労目的でのイタリアへの入国は、地方当局と労働当局の間での割り当てとイタリアへの入国者数の最大数を定める年間計画に基づいて行われる。このメカニズムは、1990年に通称マルテッリ法 (法律39号) によって導入されたが、実際に入国者の制限数が定められて、これが実施されるようになったのは、1995年からである。現在の割り当て数 (quote) は、2002年のいわゆるボッシ=フィーニ法 (法律189号) に基づき毎年首相府Presidente del consiglioの通達によって定められている。また当該年内に、イタリアの労働市場における外国人労働力の実質的な需要により適正に見合うように算定することを承諾する通達が出される場合もある (Corsi & Guelfi, 2007 : 114)。

れることとなった。しかしこの通達におけるこれらいずれの施策も現実的であるとは言い難かった。なかでも非正規の労働者の正規化に伴う使用者の負担やリスクは過度に大きかった⁽⁹⁾。このこともあり正規化の実施は事実上失敗に終わり、むしろこの通達はその後の移民規制の強化とそれによる非正規滞在者の増加という新たな波を形成させることになったといわれた（Einaudi, 2007）。

形式的なレベルに止まったとはいえ、イタリアにおける最初の正規化が家事労働者のみを対象としていた点、そしてその背景に不法斡旋があった点は興味深い。その後、正規化施策において「家事労働者（*lavoratori domestici*）」というカテゴリーが再び現れるのは21世紀に入ってからで、2002年と2009年の正規化においてであった。そもそも、1990年代後半以降の外国人の増加自体が、入国者の増加のみならず、すでに国内に滞在していた非合法的な滞在状態にある者（とその家族）に対する正規化施策による顕在化の結果でもあった（Colombo & Sciortino, 2004）。では、イタリアにおける正規化施策はいかに展開されてきたのか。

2 現在の移住家事・ケア労働者と正規化施策

(1) 正規化施策の歴史的展開とその背景

本来の正規化（*regolarizzazione*）とは、非正規の滞在ならびに就労の状態にある移住者が、一方でしかるべき市民権と労働環境を獲得する権利、他方で納税と社会保険料を負担する義務という、両者を適正な形で有することを目的としていたといえる。そのために過去の不法入国や残留に対して罰則等を科さず、正規の労働関係を結ばせるといういわば例外的な施策であった（宮崎, 2005b）。

しかしながらイタリアでは、今日までに大規模なもので6回、正規化件数の実態が不明瞭なものや小規模なものを含めると概ね9回の正規化施策がとられており（CNEL, 2004）、2012年9-10月（本稿執筆時）にも雇用労働者を対象とした正規化申請が実施されているところである。このうち1986-1998年の間に正規化された移住者は約79万人、2000年の時点ではこのうち56.5万人が在留するほか、家族の再統合によって新たに13万人が入国している。結果として、2002年のポッシ=フィーニ法による大々的な正規化以前であれ、合法的な在留者約111万人の6割以上が正規化施策によることになる（Zincone, 2003）。

こうした状況を誘因したのは、一方で1970年代の石油ショック以降のイギリス、西ドイツ、フランスという大規模な移民受入国の政策転換、1980年代後半のEC圏内の国境検問の廃止、1990年代のソ連崩壊と混乱する東欧諸国や北部バルカン諸国、アフリカ大陸の経済状況の悪化といった国外事情であり、他方でこうした地域と隣接し海岸線に囲まれるイタリア国土の地理的特徴、インフォーマル経済の規模の大きさ、労働需要と供給の齟齬⁽¹⁰⁾（Carli, 2005）、そして1986年の通称フ

(9) 同通達では、正規化に伴う使用者の労働者に対する義務として、当人の就労許可が出される前に労働契約を正式に結ぶこと、イタリア航空（当時の国営企業）に対して労働者の出身国までの往復航空賃金を仮払いすること、保健局から発行された医師の証明書を提出すること等が挙げられた（Einaudi, 2007: 107-08）。

(10) 2003年に、イタリア北部では、EU域外国民の企業での労働需要は、約11万人と算定されたのに対して、実際に合法的な労働者となりうるのが約2.7万人に止まった。同様に南部では、約4万人に対して7,700人に止まった（Carli, 2005）。

オスキ法（1986年12月30日法律943号）以前における包括的な移民政策の不在（CNEL, 2004）である。

他のヨーロッパ諸国と比較すると、イタリアの正規化施策の特徴は概ね次の4点に集約できる。第1に、その規模の大きさである。フランスやスペインなどの正規化を概ね個別の事例として処理する国とは異なり（久保山, 2010）、イタリアの場合は正規化の手続き期間を短期間に限定し集団的に実施する。これにより一度の正規化件数が数十万件に上る大規模なものとなり、1970年代から2000年代の初頭までの期間に正規化された移民の数は突出して大きく、142万人に上った（Barbagli et al., 2004）（表2）。またこうした方式により数十万件の申請が一時期に集中し、審査については申請時の不便さ、その煩雑さ、所要時間の長期化などの問題が指摘されている。ただ2009年以降は電子（オンライン）申請も進められている。

表2 1973-2002年のヨーロッパ各国における合法化の規模と特徴

	ベルギー	フランス	イギリス	ギリシャ	イタリア	オランダ	ポルトガル	スペイン
1973-79	7,448	43,000	2,271	0	5,000	16,800	0	0
1980-84	0	121,100	0	0	0	0	0	0
1985-89	0	0	5,100	200,000	105,000	0	0	43,800
1990-94	0	15,000	4,240	0	217,626	2,000	39,166	109,135
1995-99	6,137	87,000	5,900	374,000	461,616	0	35,082	21,300
2000-04	60,000	0	0	351,110	634,728	2,300	179,200	410,292
合計	73,585	266,100	17,511	925,110	1423,970	21,100	253,448	584,527

出所：Barbagli, M., Colombo, A., Sciortino, G. eds., 2004, p.9.

第2に、こうした大規模な正規化施策の短期間での複数回の実施である。（実際に機能した）正規化は他のヨーロッパ中北部の諸国と比較すれば後発的であり、1980年代後半からであったが、その後連続して実施された。とりわけ1990年代以降2000年代半ばまでのベルルスコーニ政権時には、15年間に5回の正規化が実施され（Ambrosini, 2005）、非正規滞在者が短期間のうちに顕在化した。それが経済成長率が1%以下に低落した時期と重なることも特徴である（Einaudi, 2007）。また、移住者に対する正規化が労働関係と比較的強く関わりを持つため、永続的（permanent）に滞在状態を正規化するのではなく、あくまで有期的な単発の正規化（one-off）が実施されてきた（Apap et al. 2000）。結果として、非正規滞在者はひとたび正規化されたとしても、インフォーマル経済下での就労に再帰しやすい点も推察できる。

第3には、ケア・家事労働者に対する特別な対応がある。これはケア・家事労働者が、イタリアでは家事労働者（*lavoratori domestici*）としてあくまで、「概ね使用者の家族的生活に関するニーズに仕事に従事する」者であり（Gallo et al., 2007）、他の雇用労働とは区別されている点に主因がある。前述の1979年のイタリア初の正規化策は家事労働者が対象であり、その後2002年の正規化でも当初は市場の家事・ケア労働者のみが対象とされ、2009年の事例ではこうした労働者のみが対象となった。

そして第4には、イタリアにおけるインフォーマル労働の普及との関連性の深さである。このことは南欧諸国に共通する特徴といえるが、インフォーマル経済と合法的な労働契約を持たず、それ

により納税や社会保険料の納付義務を免れるという就労（いわゆるヤミ労働“lavoro sommerso”⁽¹¹⁾）の規模が大きいイタリアでは、合法的な滞在状態にない移住者がそのまま就業し、滞在し続けることがより容易であるといえ、これもまたいわゆる非正規滞在者が増加する要因となっている。

(2) 2009年の正規化施策の概要

家事・ケア労働者の正規化施策（regolarizzazione）は、移住労働者の滞在状態のみならず、家庭内でケアや家事を行う労働者全般の労働関係を適正化するという意味で重要な役割を果たしている。2009年8月3日法律第103号「（2009年7月1日のdecreto-legge 78号の改正）では、家事・ケア領域の正規化の実施が決定された。EU域外国民についての執筆時点で明らかにされている2009年の正規化施策の概要を2002年の正規化と比較したのが（表3）である⁽¹²⁾。

表3 2002年と2009年のEU域外の移住雇用労働者の正規化の概要

	2002年	2009年
立法	2002年7月30日法律189号「移民と庇護に関する法改正」と2002年9月9日暫定措置令195号「非正規就労移民の合法化に関する緊急措置」（2002年10月9日法律222号をもって修正）	2009年8月3日法律第103号「（2009年7月1日のdecreto-legge78号の改正）
政権	中道右派（第2次ベルルスコーニ政権）	中道右派（第4次ベルルスコーニ政権）
正規化対象者	家事・ケア労働者（広義の家事労働者）とそれ以外の雇用労働者	家事・ケア労働者（広義の家事労働者）
対象者の滞在等条件	家事・ケア領域の雇用労働者については、2002年法律189号発効（2002年9月10日）の少なくとも3ヵ月前にイタリアに入国して、要介護者の援助や家族的必要の支援の職務につき、適正な労働目的の滞在許可をもたない者。 「正規化」の申請は使用者の義務であり、虚偽の申請や違法行為は嚴重な処罰の対象となる。	2009年の6月30日までの期間に最低3ヵ月家事・ケア労働者として闇労働で、非合法的に雇用されていた者で、最低週20時間の就業実績がある者。
使用者の所得条件	—	使用者は、年間最低2万ユーロの所得があること、単独でこれに満たない場合、世帯内の複数の就業者もしくは年金受給者の収入の合計が年間最低2.5万ユーロあること。使用者の収入がこれに達しない場合でも、家族が要介護者にあることを、民間の医師もしくはASL（地方保健公社）によって証明されれば申請可能。

(11) イタリアでは、「ブラック労働lavoro nero」や「闇労働lavoro sommerso」というような用語は、法律やイタリア統計局（ISTAT）のような政府サイドによっても一般的に用いられる。これら「闇労働（lavoro nero：lavoro sommerso）」は、「企業が労働者と合意の上で協約賃金より低い賃金しか払わず、同時に税金や社会保険料の支払いも免れる」（大内，2003：68）もので、いずれもインフォーマル経済やグレイエコノミー（gray economy）における労働と同等に位置づけられているといえる。

(12) 2002年の正規化施策については以下を参照（宮崎，2005，2006）。

申請方法等	所定用紙 (a) に使用者と雇用労働者双方の基本情報等の必要事項を記入し、所定の金額 (290ユーロ) の支払い証明、医師の診断書 (要介護者の援助者のみ)、申請者の本人証明書のコピー、労働者の出国のために有効な書類の前頁のコピーを添付して、郵便局で提出・投函する。	EU域外国民の労働者については、移民窓口 (sportello unico per l'immigrazione) への通信媒体による提出 (b) が必要。域外労働者については、申請が承認された場合には、滞在契約への署名を求めるために、移民局は使用者に出頭を求める。 (EU域内の労働者 (イタリア人も含む) の正規化申請の場合は、「家族への援助と支援の活動申請」を全国社会保険公社 (INPS) に提出)。
1核家族あたりの最大申請件数	1人の家事労働者 (家族協力者) とケア労働者 (家族援助者) には人数制限なし	1人の家事労働者 (家族協力者) と2人のケア労働者 (家族援助者)
申請者	使用者	使用者
申請期間	法律189号が効力を発する2002年9月10日から2ヵ月間 (2002年11月9日) (家事・ケア労働者以外の雇用労働者については1ヵ月間)	2009年9月1日から30日までの1ヵ月間
使用者負担	当該労働者の試用期間が2002年6月10日から9月9日の3ヵ月間以内であれば、290ユーロの正規化手続きのための費用と40ユーロの管理費兼郵送費 (家事・ケア労働者以外の雇用労働者については100ユーロ)。 上記の3ヵ月より長期にわたりEU域外の労働者を使用した場合、対応する保険料を利息付で支払わなければならない。	費用は主として最低3ヵ月間の社会保険料として500ユーロ
労働者負担	—	滞在許可証の申請費用として約70ユーロ、また内務省と経済省の合意による保険料として最小80ユーロ、最大200ユーロ。

出所：Ministero dell'Interno, 2002, 2009; 宮崎, 2005b, 2006.

(a) 所定用紙の書式は内務省のホームページ内から参照可能。

(http://www1.interno.gov.it/mininterno/export/sites/default/it/assets/files/3/20020827135904_10-113-232-28.pdf)

(表面) (2012.10.1にアクセス)

(http://www1.interno.gov.it/mininterno/export/sites/default/it/assets/files/3/20020827140215_10-113-232-28.pdf)

(裏面) (同上)

(b) 電子申請の様式は内務省のホームページ内から参照可能。

(http://www1.interno.gov.it/mininterno/export/sites/default/it/assets/files/16/0137_Facsimile_Modello_EM.pdf)

(2012.10.1にアクセス)

2002年の正規化は当初、家事・介護労働者のみを対象とする法案であったが、雇用労働者全般も対象となった経緯がある。これに対して2009年の場合は、当初から家事・介護労働者のみが対象であった。このような違いはあるにせよ家事・ケア労働領域に対する特別な処遇であることには変わりなく、このことは2002年の正規化における申請期間の長さや、使用者負担金額における当該労働者への差別 (優遇) 的待遇に見出すことができる。またいずれの正規化も、中道右派のベルルスコーニ政権によるものであることも共通している。この政権には、「福祉白書」等で福祉における家族の重要性や、市場の家事・ケア労働者の「柔軟性」を評価するような言及を行ってきた経緯がある。これに対して最大の相違点としては、2002年の正規化申請が紙媒体であったのに対して、2009年の事例では初めて、電子申請 (オンライン) が導入された点が挙げられる。

2009年の正規化で受理された申請件数は30万件近く（294,744件）に上った。このうち家族協力者（家事労働者）は180,408人、家族援助者（ケア労働者）は114,336人であった。これらの労働者の国籍別の上位10カ国は次のとおりであった（表4）。労働者の国籍としては、最多がウクライナで37,178人（全体の12.61%）、2位がモロッコ、3位モルドヴァ、4位中国、以下バングラデシュ、インド、エジプト、セネガルが続いた。また大陸別にみると、労働者の出身地域はアフリカ、アジア、ヨーロッパがいずれも概ね3割前後であったが、これを男女別にみると地域比率は顕著な差があり、とくにヨーロッパ出身者については、男性は全体11%であったが女性は52.6%に上った。これに対して申請を行った使用者の出身地域は、全体の86.4%がヨーロッパ地域であったが、アフリカ（8.3%）やアジア地域（4.5%）もみられた。また申請者が集中したのは主にイタリア北部であった（Ministero dell'Interno, 2009）。

2002年と2009年の正規化件数については単純比較ができない点に留意する必要があるが⁽¹³⁾、この2009年の出身国別の申請件数を2002年の正規化された家事・ケア労働者の件数結果（表5）と比較すると、上位のエクアドル（3→10位外）とペルー（6→10位外）の南米諸国が上位10カ国から消え、逆に中国（9→4位）やバングラデシュ（10位外→5位）のアジア諸国が順位を上げたことがわかる。2002年に2位のルーマニアと4位のポーランドはそれぞれ2004年と2007年にEU加盟国となった。

表4 2009年の正規化申請対象の労働者の国籍と数の上位10カ国

国籍	ウクライナ	モロッコ	モルドヴァ	中国	バングラデシュ	インド	エジプト	セネガル	アルバニア	パキスタン	上位10カ国合計
申請数	37,178	36,112	25,588	21,090	18,557	17,572	16,325	13,646	11,147	10,784	207,899
比率(%)	12.61	12.25	8.68	7.16	6.3	5.96	5.54	4.63	3.78	3.66	70.67

出所：Ministero dell'Interno, 2009

表5 2002年の正規化による家事・ケア労働者の国籍別滞在許可証件数の上位10カ国

国籍	ウクライナ	ルーマニア	エクアドル	ポーランド	モルドヴァ	ペルー	アルバニア	モロッコ	中国	エジプト	上位10カ国合計
申請数	85,171	60,937	24,006	23,163	21,778	12,843	10,300	8,808	5,472	454	252,932
比率(%)	33.7	24.0	9.5	9.2	8.6	5.1	4.1	3.5	2.2	0.1	100

出所：（宮崎, 2006：236）を参考に比率は算出

(13) 正規化の国籍別件数については、政府資料からの公式な全国データとしては、2009年の方は申請件数のみ判明している点、これに対して2002年の方では家事・ケア労働者について国籍別での件数がわかるのは申請後に滞在許可証が発行された件数で、申請件数の方は家事・ケア労働者の領域と、それ以外の雇用労働者の領域の合算となっている。2002年の実績では、滞在許可証発行件数は申請件数の98%でほぼ同数に近いが、2009年については不明である。

2009年9月30日に申請が締め切られた家事・ケア労働者に対する正規化は、その後、各自治体における集計結果が随時内務省のホームページに掲載されているが、2012年10月1日現在でも、イタリア全国の集計結果は、発表されていないようである。

3 ケア・家事労働者の正規化をめぐる問題点

(1) 顕在化されないもの—労働者とその労働

2000年以降の正規化だけでも、それまで非正規の滞在状態で、インフォーマル経済下で就労していた100万人を超えるとみられる移住労働者の姿が顕在化された。とりわけ家事・ケア労働者の顕在化は、それまでの正規化の対象となる典型的な移住労働者の属性とは異なる、家庭という私的空間で働く移住女性労働者の姿を顕在化させた。しかし、それでもなお多くの家事・ケア労働者が脱法的な状態にあるとみられる。むしろ、もっとも大規模な正規化が行われた2002年以降、非正規の滞在状態にある移住家事・ケア労働者数は増加し続けているとみられる。2004年から2008年の間に移住ケア労働者（家族援助者）の比率は10ポイント以上増加し、2008年には4割を超えている。加えて、正規の労働関係を持たない者の比率も、2005年を境界とした入国年別にみると、2005年以前の約5割（52%）からこれ以降の8割（78%）へと顕著に増加した（Pasquinelli & Rusmini, 2008）。すなわち2005年以降に入国した移住ケア労働者（家族援助者）のうち合法的な労働契約を有しているのは全体の約2割に止まっている。

結果的には、急増する移住者に対する2000年代に入ってからの大規模な正規化策は、100万人前後に及ぶ移住者の「非正規性」に介入し顕在化した。しかしこれによって家族援助者を含む市場の家事・ケア労働者のなかには新たに非可視化される労働者の領域が出現し、拡大しているとみられる。それは次の2点においてである。

第1に、新たに非可視化される労働者の出現（拡大）である。こうした労働者は次の3つのパターンに分類できよう。まず、主として近隣諸国からの（観光ビザ等での入国による）短期滞在と、これに伴う合法的労働契約を持たない就労選択を行うという従来型ともいえるパターン。つぎに、移住労働者の主要送り出し国から家族単位で移住してきた者で、世帯内に主たる正規の（主に男性）就業者がいる者が、基本的に扶養者の立場を保ちながら補完的な就労を行う際に非正規的就労を選択するパターン。最後に、移住家事・ケア労働者の主要送り出し国であり、且つ新たにEU加盟国となった東欧諸国の労働者が脱法的な就労を選択するパターンである⁽¹⁴⁾。

第2には、偽装的な家事労働者とその使用者の出現の可能性である。先にみた2000年代に入ってから家族援助者の属性とは、圧倒的に女性の比率が高く、送り出し国は東欧や南米などに集中した特定の国家であり、そうした国からの移住者全体における女性比率も同様に高いというような傾向がみられた。これに対して、2009年の正規化施策における使用者と労働者の出身地域とその男女比は、こうした傾向と必ずしも一致するようにはみえない。例えば、アジアとアフリカからそれぞれ7万人を超える男性労働者の申請があった点、またその申請を行ったであろう同地域出身の使用者もまた多数に上った点である（アフリカ人男性：2.2万人、アジア人男性：1.1万人）。その

(14) この3つのパターンのうち、第1と第3の点については、次の点も根拠の一つとなっている。

今日の主要送り出し国のうちルーマニア、ウクライナ、ポーランドといった東欧国の入国者の入国年が2006年から遡る5年以内に7-8割前後が集中する傾向がある点、これに加えて滞在年数と就業率には相関関係があり、長期滞在のほうが就業率が高い点である（Istat, 2008）。

背景には、2009年の正規化の特徴である市場の家事・ケア労働者のみを対象とした点がある。これにより、正規化されることを望む家事労働者以外の者は特に出身国や出身地域のネットワークを通じ、使用者となる者と結託して偽って家事労働者として申請を行った可能性は否定できない。

(2) 顕在化されないもの—労働時間

正規化という顕在化によって、適正に顕在化されない領域として新たに明らかになったのが労働時間である。今日、合法的な労働契約を有する移住ケア労働者（家族援助者）にあっても、「10人中7人は実際の就労時間よりも過少に申告しているという点で、部分的な正規状態（*regolarità parziale*）にある。その結果、完全に正規の状態にあるのは、家族援助者全体の17%のみである」という指摘もある（Pasquinelli & Rusmini, 2008 : 34）。

実際、2002年の正規化申請時の週労働時間の分布においても、市場の家事・ケア労働者の労働時間の申告は他の雇用労働者よりも短い。雇用労働者の週労働時間の分布が最も高かった階層は週36-40時間で64.7%であったが、これに対して家事労働者（家族協力者）では24-28時間で47.4%、ケア労働者（家族援助者）においても同階層で46.1%であった。また、週4時間未満の階層の分布は、雇用労働者で1.0%に留まったが、家事労働では5.1%、家族援助者では8.6%に上った（Barbagli et al., 2004）。

そもそも、「部分的な合法的」状況は、複数の家庭との雇用関係がある場合、その一部のみを申告することによっても生じる。このことは、非対人の労働者も含めた市場の家事・ケア労働者の45.6%は複数の家庭で（2家庭での就労：15.4%、3家庭：13.6%、4家庭：9.8%、5家庭：4.7%）就労していることから、容易に推察できよう（CENSIS, 2010）。

こうした過少申告、あるいは虚偽的な申告の傾向は、2005年以降の入国者において特に顕著になっている。家族援助者のうち37%のみがすべての労働時間を申告することに関心があり、それ以外の者は労働者本人と使用者の双方にとっての社会保険料や税金の負担、使用者の賃金の負担等、すべてを合法的に処理することは高コストになりすぎると考えている。何故なら週間労働時間に応じて社会保険料も決定されるため、労使双方における社会保険料の年間負担額にも大きく影響するからである。労働時間の申請が週25時間と週54時間では、年間社会保険料負担も後者で前者の2.16倍になり、週54時間労働における家事・ケア労働者とその使用者の負担額はそれぞれ665ユーロ、2,177ユーロとなる（Pasquinelli & Rusmini, 2008）。

また、労働時間の過少申告が普及する背景には、単なる社会保険料負担の増加だけでなく、2002年の正規化時の制度改正により、「（保険料を負担しても）社会保険の恩恵を受けることはない」（Pasquinelli & Rusmini, 2008 : 34）と言われるほど、特に短期的な滞在者にとっての社会保険料負担の利点が縮小した点⁽¹⁵⁾も挙げられる。従って、より長時間の労働時間申請は負担増加を招

(15) 社会保険料の納付の利点は家族手当等の受給が可能になる点である。これに対して年金保険料の納付は、ボッシ＝フィーニ法以降、帰国後もなお年金受給可能年齢に達するまで償還や受給が不可となった。したがって、特に短期滞在者にとっての納付の利点はなく、むしろ移民労働者側からこうした保険料納付の回避を使用者に要請するケースも生じていると指摘される（ASSINDATCOLF, Notizie, anno III-no. 10 (18), dicembre 2004.を参照）。

くだけで利点が小さいという労使双方の合意が生じ、不適正な労働申告（や脱法的な就労）に繋がったとみられる（Pasquinelli, 2007; CENSIS, 2012 : 103-04）。

おわりに

高齢者領域や現金給付が偏重されるようなイタリアの従来型の生活保障システムの限界は、1990年代後半から専門家に止まらず政府サイドからも指摘され続けている。しかしながら、このシステムは大きく改革されることなく今日に至っている。むしろ2000年代に入ると、イタリア型福祉システムの中核としての家族の重要性が重ねて強調されるようになり、同時にこの間2度にわたる大規模な正規化のなかで、家族援助者を含む市場の家事・ケア労働者だけを差別化、優遇するような政策がとられた。これを経て、2009年の『社会モデルの将来に関する白書』では、初めて、「“badanti”（見守る人）」という俗称を用い、家族援助者の役割の重要性について、その使用者家族に対する「柔軟なサービス」の利点を挙げつつ言及された。

急増する移住者の家事・ケア労働については、個人家庭という就労環境の性質上、従来から就労実態が不明瞭であった。この領域に焦点を当てた正規化によって労働者と労働関係が顕在化したことの意義は確かに大きい。しかし数十万人単位で移住家事・ケア労働者が正規化・顕在化される一方では、合法的な労働契約の中での労働時間の過少申告や就労内容の階層の不適正な申告等の事例も多数存在しているとみられ、滞在と就労の双方が合法的であっても、申告された就労内容と実際の就労内容が異なるといったような新たに非可視化される領域が出現（拡大）したともいえる。そもそも、移住労働者のみならず使用者も含めて、移住労働者の正規化により多くの利点を見出す者がより積極的に正規化の申請を行うような傾向も強まっているといえるだろう。その究極の事例が、家事・ケア領域に就労している、あるいはさせているのか自体が疑われるようなアジア・アフリカ地域の男性労働者と使用者の正規化申請に関するものである。

また従来から、国内外ではイタリアの高齢者介護策の不備や現物給付施策の不十分さが指摘されてきた。しかしながら現状ではいまだにイタリアという国家自体が高齢者への所得移転と心身の「障害」状態に対する比較的寛大な現金給付/移転を行ないつつ、家族に対して「保護システムとして機能」することを課している。さらには家族の人的資源を代替する「家族援助者」としての移住労働者を積極的に差別化し、それにより多くの移住労働者が家庭内で就労している。このような状況においては、イタリアの女性就業率が低いことを考慮しても、ケアが必要とされる家庭という私的空間において必ずしも他国と比較してケア供給が圧倒的に不足していると断定はできない。このことは特に地方レベルで全国平均よりはるかに高水準のケアサービスを提供し、かつ移住ケア労働者が集中するイタリア北部についていえることである。

従って、男性単身稼得者モデルや1.5人稼得者モデルから共稼ぎモデルへの移行過程にある現在のイタリアでは、移住家事・ケア労働者はかならずしも絶対的に不足する公的ケア供給の代替としてではなく、共稼ぎ世帯の増加によって縮小する女性の家庭内での家事やケア労働（のための時間）を補完する存在、すなわち従来の家庭内の女性のケア責任の補完的代替として機能しているともいえる。そうであれば、当該領域の大部分を占める移住労働者は、イタリア人女性の家事・ケアの時

間に対する調整機能として重要な役割を担うに止まらず、その就労形態は今後より一層細分化し、現行制度上での正確な把握がより困難になっていくだろう。この移住家事労働者が担う調整機能は日本と同様、女性の有償労働時間が増加してもなお、家庭内での男性の家事・育児時間、すなわち無償労働時間が女性と比較して極端に短く、ジェンダー非対称な傾向のあるイタリア（OECD, 2010; Fuwa, 2004: 751-767）についてはとりわけ留意すべきであろう。

（みやざき・りえ 市立大月短期大学経済科准教授）

謝辞：匿名のレフェリーからは細部にわたり多くの大変貴重な指摘を受けた。この場を借りて心より御礼申し上げたい。また、本稿に関連して広く有益な知見を与えてくださる「国際移動とジェンダー研究会」の伊藤り先生（一橋大）とメンバーの皆様にも御礼申し上げる。

本稿は日本学術振興会の科学研究費助成事業（研究課題番号：23710324（本人）および24252003（分担））による研究成果の一部である。

参考文献

- Ambrosini, M., 2005, *Sociologia delle migrazioni*, il Mulino.
- Anthias, F., Lazaridis, G., 2000, *Gender and Migration in Southern Europe*, Berg.
- Apap, J., De Bruycker, P. & Schmitter, C., 2000, "Regularisation of Illegal Aliens in the European Union. Summary Report of a Comparative Study" *European Journal of Migration and Law* 2 (3-4): 263-308.
- ASSINDATCOLF, 2004, *Notizie*, anno III -no.10 (18), dicembre 2004. http://www.assindatcolf.it/assindatcolf_notizie.htm (2011.10.31).
- Balsamo, F., 2003, *Famiglie di migranti trasformazioni dei ruoli e mediazione culturale*, Carocci.
- Barbagli, M., Colombo, A., Sciortino, G. eds., 2004, *I sommersi e i sanati- Le regolarizzazioni degli immigrati in Italia*, il Mulino.
- Carli, G., 2005, *Flussi migratori e mismatch nel mercato del lavoro- executive summary*, <http://www.csmb.unimore.it/.../documento36003074.htm> (2011.10.31).
- Catanzaro, R. & Colombo, A., 2009, *Badanti & Co.*, il Mulino.
- CENSIS, 2010, *Dare casa alla sicurezza - Rischi e prevenzione per i lavoratori esteri* <http://www.censis.it/> (2011.12.15).
- CENSIS, 2012, *Dare casa alla sicurezza- Rischi e prevenzione per i lavoratori domestici, Note & Commenti*, Anno XLVI (9), Censis.
- Colombo, A. and Sciortino, G., 2004, *Gli immigrati in Italia*, il Mulino.
- Consiglio Nazionale dell' Economia e del Lavoro (CNEL), 2004, *Immigrazione in Italia -Indici di inserimento territoriale Terzo Rapporto*.
- Corsi, M. & Guelfi, A., 2007, *L'Italia invisibile*, Luiss University press.
- Ehrenreich, B., Hochschild, R. A., 2003, *Global Women*, Holt Paperbacks.
- Einaudi, L., 2007, *Le politiche dell' immigrazione in Italia dall'Unità a oggi*, Editori Laterza.
- Fakiolas, R., 2003, "Regularising undocumented immigrants in Greece: procedures and effects", *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 29 (3), 535-561.
- Format S.R.L., 2004, *Il quadro della vita degli anziani in Italia* (著者より提供).
- Frascarelli, M., 2007, *Domestici e badanti - sesta edizione, edizione FAG*.
- Fuwa, M., 2004, *Macro-level Gender Inequality and the Division of Household Labour in 22 Countries*, *American Sociological Review*, vol.69, 751-767.
- Gallo, B. Sanna, P., Volpi Chiara M., 2007, *Il rapporto di lavoro con colf e badanti- guida pratica per la gestione del lavoratore domestico*, SEAC.

- Gori, C. eds., 2001, *Le politiche per gli anziani non autosufficienti*, Franco Angeli, Il sole 24 ore, web版 (2009年3月16日, 7月19日, 8月10, 13, 23, 24日).
- ILO, ILOホームページ 家事労働関連, <http://www.ilo.org/global/topics/domestic-workers/lang--en/index.htm> (2011.12.15).
- INPS, 2004, *Immigrazione e collaborazione domestica: I dati del cambiamento*, <http://www.inps.it/docallegati/mig/news/ricercainpslavorodomesticoeffimmigrato.pdf> (2011.9.1).
- IREF, 2007, *Il welfare fatto in casa-indagine nazionale sui collaboratori domestici stranieri che lavorano a sostegno delle famiglie italiane*, <http://www.qualificare.info/upload/Il%20welfare%20fatto%20in%20casa.pdf> (2011.12.1)
- Istat, 2008, *Gli stranieri nel mercato del lavoro*, http://www3.istat.it/dati/catalogo/20090109_00/stranierinelmercatolavoro.pdf (2011.10.31).
- Istat, 2009, *La popolazione straniera residente in Italia al 1° gennaio 2009*.
- Istat, 2010, *Annuario Statistico Italiano, 2009*, Istat.
- Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, 2010, *Rapporto sulla non autosufficienza in Italia - 2010*.
- Ministero dell' Interno, 2002, 27.08.2002-Istruzioni per la compilazione e la presentazione della dichiarazione per l'emersione di lavoro irregolare di extracomunitari addetti al lavoro domestico o di assistenza-Contenuto Kit (busta bianca). http://www1.interno.gov.it/mininterno/export/sites/default/it/sezioni/sala_stampa/notizie/immigrazione/notizia_17318.html_1274398112.html (2012.9.30).
- Ministero dell'Interno, 2009, *Dichiarazione di Emersione Report di sintesi a scadenza dei termini Riepilogo definitivo domande pervenute su scala nazionale*. http://www.interno.it/mininterno/export/sites/default/it/assets/files/16/0033_Report_Conclusivo_-_Dichiarazione_di_Emersione.pdf (2011.9.9).
- OECD, 2010, *OECD Family database: LMF2.1: Usual working hours per week by gender*. <http://www.oecd.org/dataoecd/30/40/43367847.pdf> (2011.9.9).
- Orrenius, P. M. & Zavodny, M., 2003 "Do amnesty programs reduce undocumented immigration? Evidence from IRCA" *Demography*, 40 (3), 437-450.
- Pasquinelli, S. eds., 2007, *Nuovi strumenti di sostegno alle famiglie*, Carocci.
- Pasquinelli, S., Rusmini, G., 2008, *Badanti: La Nuova Generazione Caratteristiche e tendenze del lavoro privato di cura*. http://www.qualificare.info/upload/DOSSIER_Badanti_la_nuova_generazione.pdf (2011.9.9.)
- Passerini, L., Lyon, D., Capussotti, E., Laliotou, I., 2007, *Women Migrants from East to West*, Berghahn Books.
- Ranci, C. eds., 2001, *Il mercato sociale dei servizi alla persona*, Carocci.
- Sabater, A., Domingo, A., 2012, "A New Immigration Regularization Policy: The Settlement Program in Spain", *International Migration Review*, 46 (1), 191-220.
- Sarti, R., 2004, *Servizio domestico, migrazioni e identità di genere in Italia: uno sguardo storico*, http://www.uniurb.it/scipol-drs_servizio_domestico.pdf (2011.10.31).
- Wall, K., 2008, "I modelli di politiche relative al congedi e l'articolazione lavoro/ famiglia in Europa" *Sociologia e politiche sociali*, vol.11 (1) 59-85.
- Zincone, G., 2003, "L'immigrazione in Italia: Flussi e consistenza", *Forum Internazionale ed Europeo di Ricerche sull'Immigrazione*.
- 伊藤るり, 2012, 「序 ヨーロッパの文脈における移住家事・介護労働者」国際移動とジェンダー (IMAGE) 研究会編『仏伊独における移住家事・介護労働者—就労実態, 制度, 地位をめぐる交渉』1-12頁。
- 大内伸哉, 2003, 『イタリアの労働と法』日本労働研究機構。
- 久保山亮, 2010, 「第11章 5つの滞在正規化レジーム—ヨーロッパ15か国とEUの非正規滞在者への「正規化政策」の比較」近藤敦・塩原良和・鈴木江理子編『非正規滞在者と在留特別許可』日本評論社。
- 宮崎理枝, 2005a, 「疫病時下の都市住民の制度受容に関する一考察—トローネ裁判記録の証言にみる

1630年ポローニャの事例から」(博士論文)。

宮崎理枝, 2005b, 「高齢者介護領域における外国人の非正規労働と<正規化>施策—近年のイタリアの事例から」『大原社会問題研究所雑誌』第554号, 43-58頁。

宮崎理枝, 2006, 「イタリアにおける外国人労働者と家事・介護労働—2002年の正規化施策以降の展開」『社会政策学会誌』第15号, 231-260頁。

宮崎理枝, 2008, 「要介護高齢者と障害者領域の現金給付制度——イタリアにおける介添手当制度の事例から」『大原社会問題研究所雑誌』592号, 1-17頁。

宮崎理枝, 2012, 「第5章 イタリアの高齢者ケア政策と家族援助者, 家族—越境ケア労働者急増の政策的背景に着目して」, 国際移動とジェンダー (IMAGE) 研究会編『仏伊独における移住家事・介護労働者—就労実態, 制度, 地位をめぐる交渉』98-113頁。



法律文化社

〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 ●価格は定価(税込)
TEL 075 (791) 7131 FAX 075 (721) 8400 <http://www.hou-bun.com/>

福祉国家

坏洋一著 ●A5判/228頁/2625円



複雑な議論状況を見渡すナビゲーター
福祉国家を原理的・批判的に考えるための知見を、
編成・構造・目標の3つに区分して整理。福祉国家
の(いま)を理解し(これから)を展望する。

共助の稜線

玉井金五著

●A5判/296頁/4200円



共助原理の具体像を徹底的に検証
日本の生活保障・生活支援を貫く(共助)原理を照
射し、20世紀の地方行政、企業、地域・家族に根ざし
た生活支援システムを析出。今後の針路を指し示す。

福祉論研究の地平

●論点と再構築

●3150円

河合克義 編著

現実の生活問題を解決できる福祉政策とは? 70年代以降の政策動向
における重要論点を分野横断的に考察。実践と研究の展望を示す。

福祉国家と家族政策

●3360円

所 道彦 著 ●イギリスの子育て支援策の展開

子育て支援策を中心に、英国の90年代以降の家族政策を整理、検証。
就労強調整策は何をもたらしたか、国際比較の視点から日本に論及。

社会福祉行政

●2940円

畑本裕介 著 ●行財政と福祉計画

社会政策論を中心に、政治学・行政学、社会学などの成果を用いなが
ら、社会福祉行政についてわかりやすく解説する。